

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月23日
【事業年度】	第15期（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）
【会社名】	株式会社ファーストロジック
【英訳名】	FIRSTLOGIC, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂口 直大
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
【電話番号】	(03) 6833-4576
【事務連絡者氏名】	管理部 経理財務グループ リーダー 渡邊 賢太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
【電話番号】	(03) 6833-4576
【事務連絡者氏名】	管理部 経理財務グループ リーダー 渡邊 賢太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月
営業収益 (千円)	1,277,287	1,794,609	1,822,652	1,706,610	1,671,791
経常利益 (千円)	564,707	840,211	626,091	865,738	867,721
当期純利益 (千円)	371,912	514,601	476,877	564,778	569,201
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	83,302	83,792	87,357	87,357	87,357
発行済株式総数 (株)	5,880,200	5,885,800	11,844,400	11,844,400	11,844,400
純資産額 (千円)	1,924,891	2,281,588	2,765,596	3,243,704	3,712,124
総資産額 (千円)	2,191,989	2,669,991	2,934,773	3,594,657	3,942,590
1株当たり純資産額 (円)	163.68	195.04	234.95	279.09	323.97
1株当たり配当額 (円)	10.00	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	32.88	43.77	40.74	48.03	49.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	32.65	43.49	40.52	-	-
自己資本比率 (%)	87.8	85.5	94.2	90.2	94.2
自己資本利益率 (%)	21.4	24.5	18.9	18.8	16.4
株価収益率 (倍)	26.98	31.12	18.26	12.20	12.66
配当性向 (%)	15.81	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	325,567	533,826	334,674	769,104	505,829
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,803	142,142	60,310	23,665	19,102
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,765	157,905	7,130	87,703	112,383
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,752,909	1,986,688	2,268,182	2,925,918	3,300,262
従業員数 (人)	40	45	47	48	55
(外、平均臨時雇用者数)	(6)	(7)	(10)	(9)	(6)
株主総利回り (%)	55.6	86.0	47.3	37.4	39.9
(比較指標：TOPIX)	(79.7)	(97.5)	(105.7)	(94.3)	(90.2)
最高株価 (円)	3,850	2,995	2,759	729	695
最低株価 (円)	1,582	1,510	968	510	417
			622		

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。  
印は、株式分割(2018年1月1日付で1株につき2株の分割)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
6. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の( )外書きは、臨時従業員(人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイト)の年間の平均雇用人員であります。
7. 2018年1月1日付で1株につき2株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2【沿革】

2005年 8月	東京都渋谷区広尾において、資本金1,000万円で株式会社ファーストロジックを設立
2006年 3月	不動産投資のポータルサイト「楽待」サービスの開始 「提案」サービス、「広告掲載」サービスの開始
2007年 1月	東京都港区芝に本社移転
2008年 3月	住宅用不動産のポータルサイト「楽待」サービスの開始
2009年 9月	東京都港区浜松町二丁目に本社移転
2010年 4月	賃貸用不動産のポータルサイト「楽待」サービスの開始
2010年 8月	取引情報の仲介システムに関する国内特許を取得
2011年 7月	賃貸用不動産のポータルサイト「楽待」サービスの終了
2012年 1月	住宅用不動産のポータルサイト「楽待」サービスの終了
2012年 7月	「物件掲載」サービスの開始
2012年10月	「査定」サービスの開始
2013年 1月	取引情報の仲介システムに関する米国特許を取得
2013年12月	東京都港区浜松町一丁目に本社移転
2015年 2月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2015年 3月	不動産投資の楽待公式アプリをリリース
2015年 6月	東京都千代田区丸の内二丁目に本社移転
2015年 7月	「大家さんの味方」サービスの開始
2015年12月	「大家さんの味方」の「賃貸管理」「建築」の一括見積りサービス及び「事例掲載」サービスの開始
2016年 2月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2016年 3月	「大家さんの味方」の「内装」の一括見積りサービスの開始
2018年12月	不動産投資の楽待公式アプリをリニューアル
2018年 3月	東京都千代田区有楽町一丁目に本社移転
2019年 2月	不動産会社向け顧客対応アプリをリリース
2020年 6月	不動産会社・投資家向けビデオ通話機能をリリース

### 3【事業の内容】

当社は、インターネット上にて、不動産投資のポータルサイト「楽待」(以下、「当社サイト」という)を運営しております。

不動産ポータルサイトは、不動産の利用目的によって、「賃貸用不動産」、「住宅用不動産」、「投資用不動産」の大きく3つに区分されますが、当社は「投資用不動産」に特化したポータルサイトを運営しております。

「投資用不動産」とは、自身が居住するのではなく、第三者に賃貸することにより、家賃収入を得る目的で投資される不動産の総称であります。当社サイトは、主として個人の不動産投資家層を対象とした、マンション(区分及び一棟所有)、アパート(一棟所有)及び戸建住宅等の収益不動産にかかる物件情報等を提供しております。

当社事業は、投資用不動産の物件情報、リフォーム会社情報等(以下、投資用不動産関連情報)を希望する会員と不動産会社及びリフォーム会社等(以下、不動産会社等)のマッチング機能を提供するサービスであります。当社サイトは誰でも利用可能となっておりますが、当社サイトにて会員登録を行った利用者には、毎日メールマガジン等を通じた投資用不動産関連情報や不動産投資に関する情報を提供しております。

メールマガジン等では、当社制作の特集コラムに加えて現役の不動産投資家による成功体験や失敗体験が綴られた実践大家コラムや、不動産投資に関するニュースを配信しております。

尚、会員登録は無料で行うことができます。

一方、顧客である不動産会社等に対しては、当社サイトを通じた見込客獲得及び販売促進等のための効率的なツール・サービスを提供しており、これらが当社の主たる収益となっております。当社の収益源である主たるサービスは以下のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは不動産投資ポータルサイト事業の単一セグメントであります。

#### 物件掲載サービス

当サービスは、不動産会社が当社サイトに売却を希望する物件情報(仲介含む)を掲載し、不動産投資家からの問合せ(反響)獲得を支援するサービスであります。

会員は、当社サイトにて購入希望物件を検索し、不動産会社に直接問い合わせることが可能であり、対象物件の選定に際しては、都道府県、物件種別、価格の下限・上限、表面利回り等から検索できる他、住所、沿線(駅)、フリーワードからも検索可能としております。(一部物件は、非会員でも利用可能であります。)当社は、不動産会社より掲載物件数に応じた掲載料(月額)を受領しております。

#### 提案サービス

当サービスは、会員が予め登録した購入希望物件の情報(購入価額、表面利回り、建物構造、築年月等)に基づき、不動産会社が購入希望を有する特定の会員に当社サイト経由でメールにて不動産物件の紹介(提案)を行うことが出来るサービスであります。

会員は希望条件を登録するのみで、自分が希望する物件(非公開物件を含む)の紹介を受けられる一方で、不動産会社は、会員の購入意欲が可視化された情報として提供されるとともに、会員の回答状況一覧を確認することができるため、対象を絞った効率的な販促活動が可能となります。会員は本人証明書や収入証明書を提出することにより、不動産会社への信頼度が高まり、より多くの提案を受ける可能性が高まります。

当社は、不動産会社より提案数等に応じたサービス対価(月額)を受領しております。

#### 広告掲載サービス

当サービスは、当社サイト上のバナー広告やメールマガジン広告等の広告枠やセミナー案内を、不動産会社や不動産管理会社、金融機関等に対して直接販売し、広告収入を獲得しております。

#### 一括見積サービス

リフォーム会社等へ業務委託を希望する会員が、見積依頼できるサービスであります。

リフォーム会社等は、見積依頼を通じて依頼者である会員から業務委託契約の獲得が期待できるものであり、当社はリフォーム会社等より見積依頼件数に応じたサービス対価を受領しております。

#### 査定サービス

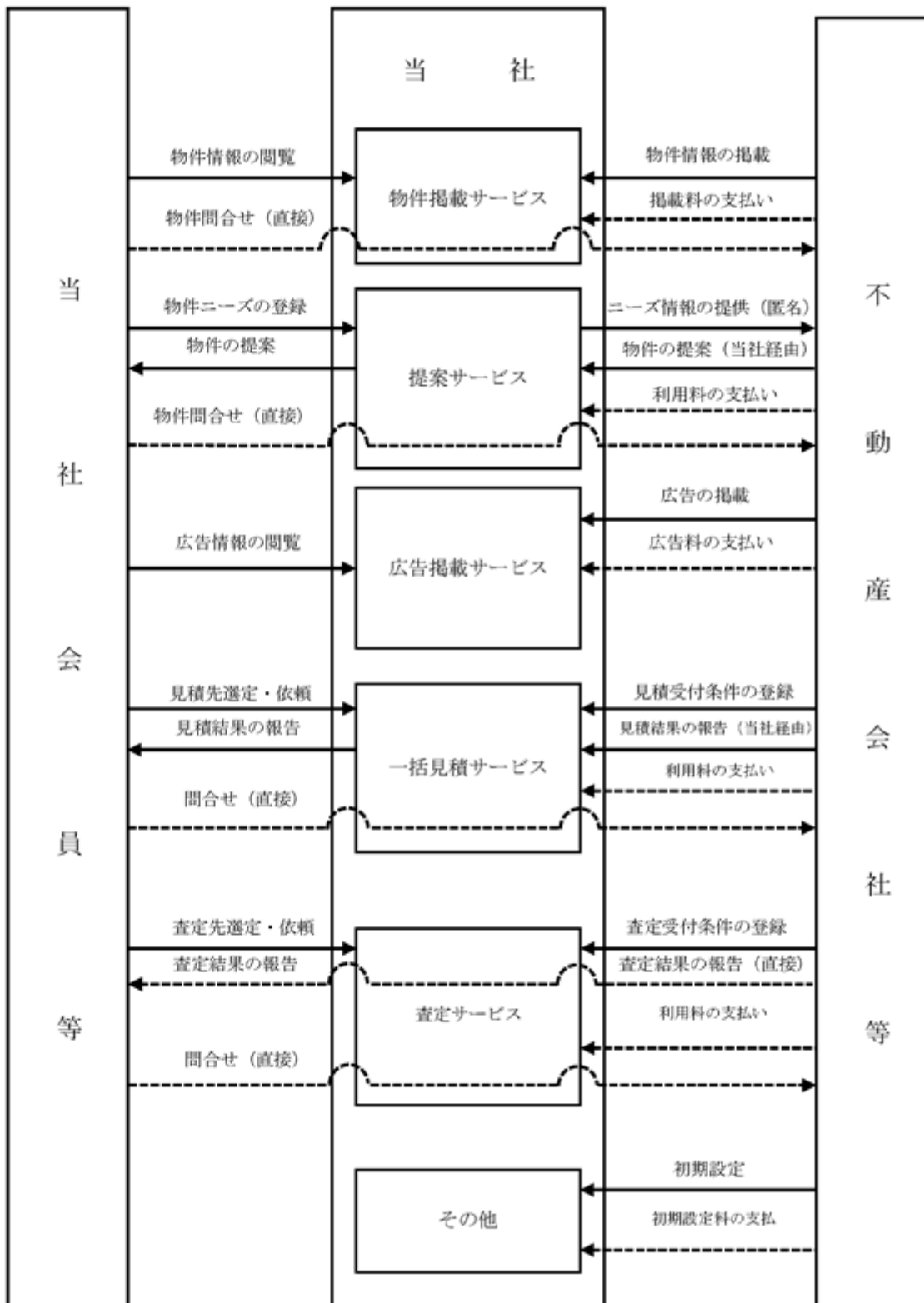
保有不動産物件の売却を希望する会員が、不動産会社に査定を依頼できるサービスであります。不動産会社は、査定を通じて依頼者である会員から買取物件情報の入手や媒介契約の獲得が期待できるものであり、当社は不動産会社より査定依頼件数に応じたサービス対価を受領しております。

#### その他

各サービスの初期設定料が含まれております。

## 〔事業系統図〕

当社サービスにかかる事業系統図は以下のとおりであります。



〔不動産投資のポータルサイト「楽待」のサイト利用に関する指標等の推移〕

	期末登録会員数	期末物件掲載数 1	PV数 2
2016年7月期（第11期）	73,051名	67,711件	9,636万PV
2017年7月期（第12期）	94,653名	66,510件	10,289万PV
2018年7月期（第13期）	125,530名	62,670件	10,597万PV
2019年7月期（第14期）	166,433名	62,727件	9,635万PV
2020年7月期（第15期）	210,646名	53,725件	10,843万PV

- 1 期末日において、各不動産会社が掲載する物件数の合計であり、複数事業者における同一物件の重複掲載を含んでおります。
- 2 PV数(ページビュー数)は、閲覧されたウェブページの年間総数であります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
55 (6)	30.2	4.1	5,553,889

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイト)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは、不動産投資ポータルサイト事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、創業以来投資用不動産に特化した不動産投資ポータルサイト「楽待」を運営しております。

誰でも不動産投資ができる「公正な不動産投資市場」の創造を目指して、全国の不動産投資家と不動産会社・リフォーム会社との橋渡しを行っていくことで、社会に貢献していく会社であることに努めてまいります。

なお、第16期の経営方針は以下のとおりです。

- ・不動産投資市場のDX(1)化を促進させる
- ・楽待加盟店の増加の推進  
(SaaS(2)型の物件掲載サービスで5,000加盟店をめざす)
- ・You Tubeチャンネル等を活用し、楽待の認知度をあげる

- 1 デジタルトランスフォーメーションの略
- 2 Software as a Serviceの略

#### (2) 経営環境

当社が関連する賃貸用不動産市場におきましては、2019年(1月~12月)の新設住宅着工数の内、賃貸用の物件(貸家)については、前年同期比13.7%減の342,289戸となりました(注1)。

また、当社事業を展開するインターネット広告市場につきましては、2019年(1月~12月)の市場規模は前年同期比19.7%増と順調に拡大しております(注2)。

(注1) 出典 国土交通省「建築着工統計調査報告」(注2) 出典 株式会社電通「2019年 日本の広告費」

#### (3) 経営戦略

当社は、「公正な不動産投資市場」の創造を目指してまいります。そのためには、不動産投資ポータルサイト「楽待」の成長が必要不可欠であり「楽待」への物件掲載数及び不動産・リフォーム会社等の利用社数の増加に加えてサイト訪問者数の増加を図ることが必須であると考えております。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### 継続的な成長について

上記の通り、当社は不動産投資ポータルサイト「楽待」の成長が、安定的・継続的な事業発展に必要な不可欠であり、「楽待」への物件及びリフォーム会社等の掲載数の増加とサイト訪問者数の増加を図ることが必須であると考えております。今後も当社サイト内のコンテンツ及びサービスの充実による利便性向上、掲載物件情報の拡充及び健全なサイト運営等を強化し、不動産投資家及び不動産会社・リフォーム会社等に必要なサイトを目指してまいります。

##### 組織体制の強化について

当社は少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、事業のさらなる成長のためには、優秀な人材確保及び人材育成が重要な課題であると考えております。

今後も、当社の新規分野及び海外分野の事業を担える優秀な人材を確保するため、採用力向上と公正な人事システム構築に努めてまいります。

##### システムの安定性の確保について

当社の不動産投資ポータルサイト事業におきましては、インターネット上でサービスを提供している関係上、安定したサーバー環境や通信環境を維持する必要があります。

そこで当社では、利用者数の増加に伴うアクセス数増加を考慮したサーバー機器の整備、負分散システムの導入等が重要となります。今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定確保に取り組んでまいります。

##### 経営管理体制の強化について

当社は、企業価値の持続的な拡大を図る上で、コーポレート・ガバナンスが不可欠であると認識し、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらには健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底に努めております。

今後も、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部管理体制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

#### (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等



当社は、「公正な不動産投資市場」の創造を目指すことを掲げており、事業規模拡大と収益力向上に取り組んでおります。事業規模拡大の経営指標として、「営業収益」、「物件掲載サービス利用加盟店数」及び「会員数」、収益性の経営指標として「営業利益率」を重要な指標として考えております。

( 6 ) 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、継続的な事業経営を行うために在宅勤務や、取引先とのオンライン商談の実施する等の対策を行っております。今後も感染防止対策を実施しながら業績の拡大を図っていきけるように努めてまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

### (1) 不動産投資市場の動向について

当社事業は、不動産市場に関連したサービスを提供しており、景気動向、金利動向、地価・不動産価格、リフォーム等のサービス価格、原材料価格、物件供給動向、法規制又は税制等の変化による不動産取引市場の動向に影響を受ける可能性があります。

特に、当社は、投資用不動産に特化した情報サービスを展開していることから、当該分野における取引動向及び投資対象としての不動産需要の動向等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社事業における収益は不動産会社及びリフォーム会社等から受領するものであり、これら事業者の業況及び広告宣伝費等の動向により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) ポータルサイト「楽待」について

#### 会員(不動産投資家)について

当社は、ポータルサイト「楽待」を中心とした事業を展開しており、事業の基盤は、多くの会員がサイトに訪問することであると考えております。

当社は、不動産投資家のニーズに応じたサービスを提供することにより新たな会員獲得及び利用拡大を推進していく方針であります。当社会員数が想定を下回る又は減少が生じたことにより、広告効果が低下した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### サイトへの集客における外部検索エンジンへの依存について

当社が運営するサイトへの集客は、検索サイトを經由したものが多くを占めており、検索エンジンの表示結果に依存しているといえます。

なお、当社は、独自のSEO( )ノウハウを用いた対策の実施等により、検索結果において上位表示されるべく対応を図っておりますが、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更等により、当社のSEO対策の有効性が低下し、検索結果が当社にとって優位に働かない状況が生じた場合には、サイトにおける集客効果が低下し当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

SEOとは、サーチ・エンジン・オプティマイゼーションの略称で、検索エンジンの上位に自社のWebサイトが表示されるようWebページを最適化することを指します。

#### 顧客である不動産会社及びリフォーム会社等について

不動産会社及びリフォーム会社等の営業・集客手法として、インターネットを活用する比重が高まっております。当社サイトにおいては、物件を探す不動産投資家と不動産関連情報を持つ不動産会社等とのマッチング機能を高めるべく、顧客ニーズに応じた各種サービスを提供しており、会員数の拡大とともに顧客である不動産会社等数は増加傾向にあります。

不動産会社及び不動産会社等による当社サービスの利用については、一定の効果が求められるものであり、何らかの要因で顧客が期待する費用対効果が実現できない場合、利用縮小や取引継続が困難となる等の状況が生じ、結果として、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、顧客の減少又は利用縮小により掲載される物件情報の減少が生じた場合は、会員数拡大にも影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合について

当社が事業を展開する不動産投資の分野においては、複数の事業者が参入しておりますが、大手事業者の本格的な参入及び展開については現時点において限定的であるものと認識しております。

当社は、独自のSEOやコンテンツのノウハウを有しており、現在の不動産投資ポータル分野において一定数の会員、不動産会社及びシェアを確保し、優位性を保持していると認識しておりますが、今後既存事業者の拡大や大手企業等の当該分野への本格参入が生じ、不動産投資家獲得や不動産会社獲得競争が激化した場合には、価格競争や会員獲得コストの増加等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### サイト運営について

当社は、サイト運営に際して、会員が安心して利用出来る様に、物件情報等を掲載する不動産会社については、過去における行政処分や係争事件の有無等を確認すること等により、不適切な事業者の排除に努めており、また、サイト上に掲載される不動産物件情報については、不適切な広告表現等がシステム上入力出来ない仕様としております。また、いわゆる「おとり広告」や「無許可掲載」等が判明した場合には、取引中止等の対応を実施することとしております。ただし、当社において、掲載される物件及び会社情報の内容の正確性及び適正性にかかる確認には限界があり、不動産会社等の故意又は過失による適正性に欠ける物件情報等が掲載されるリスクは排除できません。

当事業は、会員と不動産会社等との不動産取引に当社が直接関与する形態ではなく、また、過年度において、当社が提供する情報・サービスに起因する会員と不動産会社及びリフォーム会社等との不動産関連取引等にかかる重大なトラブル等は生じていないものと認識しております。

しかしながら、今後において、何らかの重大なトラブル等が生じた場合、当社が第三者の不適切行為やトラブル等に巻き込まれた場合、何らかの法的責任を問われた場合又はこれらにかかる風評が生じた場合には、当社サイトの評判又は信頼性が低下する可能性があるほか、損害賠償請求等が生じる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### サービス価格について

当事業にかかるサービス価格については、不動産ポータルサイトのサービス価格を考慮して設定しておりますが、より多くの不動産会社にご利用いただくために、低い価格水準に設定しているものと認識しております。

今後において、当社サービスの競争力や付加価値、他事業者の価格水準等を考慮して、サービス価格の変更を実施する可能性があります。価格変更により、顧客である不動産会社の取引継続やサービス利用が大幅に変化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、継続的な事業経営を行うために在宅勤務や、取引先とのオンライン商談の実施をする等の対策を行っております。しかしながら、同感染症の再流行により、顧客である不動産会社の営業が制限されたりすると、当社の事業活動が制限される可能性があります。また、先行きの不透明さから3月より続いている景気の下振れにより、顧客の経営状況がさらに悪化した場合、取引停止等が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 技術革新について

当社が事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや不動産投資家及び不動産会社及びリフォーム会社等のニーズの変化が速く、それに基づく新サービスの導入が相次いで行われています。当社はこれらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらが想定通り進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社の業界における競争力が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) システムについて

当社の事業は、スマートフォンやPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社の運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社のコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータ・ウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 法的規制等について

当事業を規制する主な法規制として、「電気通信事業法」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」及び「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下、「不正アクセス禁止法」という。）があります。

電気通信事業法については、通信の秘密の保護等の義務が課されております。不正アクセス禁止法については、「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講じる義務が課されております。

その他、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や、既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 知的財産権について

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っていますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社の事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。かかる場合においては、当社が第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 個人情報の取扱いについて

当社は、各種の個人情報及び取引先の機密情報等、重要な情報を多数扱っております。当該情報の漏洩を回避するとともに、損害賠償請求に対する一定額のリスク回避のために保険に加入し、また、研修や教育などを通じて社員へ個人情報の取扱いについての指導をしております。

しかし、万一、当該情報が漏洩した場合、顧客から損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用失墜のリスクがあります。また取引における基本契約、個人契約の内容に関して契約不履行や不法行為が発生した場合には、顧客から損害賠償請求や提訴を受けるリスクや情報サービス企業として信用失墜のリスクがあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 事業体制について

##### 代表者への依存について

当社の代表取締役社長である坂口直大は、当社の創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。同氏は、インターネットにおけるサービスの開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社では、最高技術責任者を同氏の他に任命しているほか、取締役会における役員との情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### 人的資源について

当社は、急速に事業領域を拡大して参りましたが、今後のさらなる業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、開発、営業、管理等、当社内の各部門において、一層の人員の増強が必要になると考えられます。

しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社内における人材育成や外部からの人材登用等が計画どおりに進まない場合や、当社の予想を大幅に上回るような社員の流出、有能な人材の流出が生じた場合に、競争力の低下や一層の業容拡大の制約要因となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### 小規模組織における管理体制について

当社は小規模な組織であり、現在の内部管理体制もこれに応じたものになっております。当社は今後、事業拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充を図る予定であり、今後においても、積極的に採用する方針です。しかしながら、事業の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充が順調に進まなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、2019年末までは政府や日銀による経済政策及び金融政策により、企業業績や雇用情勢が緩やかな回復基調となりましたが、2020年からは新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外の経済減速により、景気の先行きは不透明な状況となっております。

一方で、当社の事業に関連するインターネット広告の市場規模につきましては、2019年（1月～12月）の市場規模は前年比19.7%増と順調に拡大しております。（注）

このような環境の下、当社は「公正な不動産投資市場の構築」をビジョンとして、不動産投資ポータルサイト「楽待」を運営してまいりました。

「楽待」では、「楽待新聞」やメールマガジンを通じて不動産投資家への有益なコンテンツの提供を充実させ会員数の増加策を図るとともに、不動産会社への営業強化を行ってまいりました。特に「楽待新聞」において不動産投資に関する質の高い記事及び動画を継続して配信していくことや、「不動産投資の楽待公式アプリ」の質を高めていくことで「楽待」の利用価値を向上させていると考えております。

これらの結果、当事業年度の営業収益は1,671,791千円（前期比2.0%減）となり、営業利益は867,778千円（前期比0.2%増）、経常利益は867,721千円（前期比0.2%増）、当期純利益は569,201千円（前期比0.8%増）となっております。また、当事業年度のページビュー（PV）数は108,434千PV（前期比12.5%増）、「楽待」ウェブサイト会員数は210千人（前期比26.6%増）、物件掲載数は53千件（前期比14.4%減）となっております。

（注）出典 株式会社電通「2019年 日本の広告費」

当社は不動産投資ポータルサイト事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

##### （営業収益）

当事業年度の営業収益は1,671,791千円となり、前事業年度に比べ34,819千円減少しました。これは主に物件掲載サービスが増加した一方で広告掲載サービスが減少したこと等によるものであります。

##### （営業利益）

当事業年度の営業費用は804,012千円となり、前事業年度に比べ36,800千円減少しました。これは主に広告宣伝費が減少したこと等によるものであります。この結果、営業利益は867,778千円となりました。

##### （経常利益）

当事業年度の営業外収益は504千円となり、前事業年度に比べ124千円の増加、また営業外費用は561千円となり、前事業年度に比べ123千円増加しました。これは主に雑収入の増加及び支払手数料が増加したこと等によるものであります。この結果、経常利益は867,721千円となりました。

##### （税引前当期純利益）

税引前当期純利益は867,721千円となりました。

##### （当期純利益）

当事業年度において、法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は298,519千円となり、これらの結果、当期純利益は569,201千円となりました。

##### キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、3,300,262千円となり、前事業年度末と比較して374,344千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって獲得した資金は、505,829千円となりました。この主な要因は、税引前当期純利益867,721千円を計上した一方で、法人税等の支払額380,163千円が生じたこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、19,102千円となりました。この主な要因は有形固定資産の取得による支出5,500千円及び無形固定資産の取得による支出13,601千円が生じたこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって使用した資金は、112,383千円となりました。この要因は自己株式の取得による支出112,383千円が生じたことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

A. 生産実績

該当事項はありません。

B. 受注実績

該当事項はありません。

C. 販売実績

当社は不動産投資ポータルサイト事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を合理的に勘案し判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する分析・検討内容

A. 当社の経営成績について

当社の当事業年度の経営成績等は、営業収益が1,671,791千円、営業利益が867,778千円、経常利益が867,721千円、当期純利益が569,201千円となりました。この主な要因として、営業収益の物件掲載サービス、提案サービスの増加及び広告掲載サービスの減少並びに営業費用の広告宣伝費の減少があげられます。

広告掲載サービスは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて減少しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が財務諸表に与える影響は軽微であると判断しております。

B. 当社の資本の財源及び資金の流動性について

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」の記載のとおりであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、営業費用に用いる運転資金は自己資金を基本としており、当事業年度末における金融機関からの借入金はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は19,102千円であり、その主なものは楽待公式アプリの新サービス開発に関する人件費や工具、器具及び備品の購入であります。

当社は、不動産投資ポータルサイト事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

当社は、不動産投資ポータルサイト事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2020年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	商標 権	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	73,911	16,981	1,604	28,752	121,249	55(6)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイト)は、年間平均人員を()内に、外数で記載しております。

3. 上記の他、主要な賃借設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	170,615

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社は、不動産投資ポータルサイト事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年10月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,844,400	11,844,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	11,844,400	11,844,400	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年8月1日～ 2016年7月31日 (注)1.	407,800	5,880,200	3,302	83,302	3,300	3,300
2016年8月1日～ 2017年7月31日 (注)1.	5,600	5,885,800	490	83,792	490	3,790
2018年1月1日 (注)2.	5,885,800	11,771,600	-	83,792	-	-
2018年1月22日～ 2018年7月31日 (注)1.	72,800	11,844,400	3,565	87,357	3,565	7,355

(注)1. 新株予約権の行使によるものです。

2. 普通株式1株を普通株式2株とする株式分割による増加であります。



(5) 【所有者別状況】

2020年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	14	17	21	26	4	1,953	2,035	-
所有株式数(単元)	-	8,249	1,400	163	13,031	25	95,559	118,427	1,700
所有株式数の割合(%)	-	6.97	1.18	0.14	11.00	0.02	80.69	100.00	-

(注) 自己株式386,136株は、「個人その他」に3,861単元、「単元未満株式の状況」に36株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
坂口 直大	東京都渋谷区	7,523,200	65.66
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E 14 5NT,UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	389,300	3.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	385,400	3.36
GOLDMAN,SACHS& CO.REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK,NY,USA (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー)	303,600	2.65
山下 良久	奈良県奈良市	224,300	1.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	214,400	1.87
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT KW 13001 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	207,479	1.81
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET,NEW YORK,NY 10286, U.S.A (東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA棟)	198,600	1.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	89,800	0.78
青柳 進矢	東京都北区	80,000	0.70
計	-	9,616,079	83.92

(注) 上記のほか、自己株式が386,136株あります。

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2020年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 386,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,456,600	114,566	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 1,700	-	-
発行済株式総数	11,844,400	-	-
総株主の議決権	-	114,566	-

(注)単元未満株式の株式数の欄には、当社保有の自己株式が36株含まれております。

【自己株式等】

2020年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社 ファーストロジック	東京都千代田区有 楽町一丁目1番2 号	386,100	-	386,100	3.26
計	-	386,100	-	386,100	3.26

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2019年9月13日)での決議状況 (取得期間 2019年9月17日~2020年1月31日)	200,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	160,300	99,999
残存授權株式の総数及び価額の総額	39,700	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	19.9	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	19.9	0.0

(注) 残存授權株式が存在しておりますが、価額の総額が上限に達しております。

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2020年8月21日)での決議状況 (取得期間 2020年8月24日~2020年11月30日)	200,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存授權株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	81,400	63,840
提出日現在の未行使割合(%)	40.7	63.8

(注) 2020年10月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含めておりません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(普通株式付与のための自己株式の処分)	17,632	11,601	-	-
保有自己株式数	386,136	-	467,536	-

- (注) 1. 当事業年度におけるその他(普通株式付与のための自己株式の処分)は、2019年9月18日から2019年9月20日に実施した当社の従業員を対象とした普通株式報酬のための自己株式の処分によるものであります。
2. 当期間における保有自己株式数には、2020年10月1日から有価証券報告書提出日までの株式の変動は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。配当額につきましては、配当性向10%を目途に実施していくことを基本方針とします。

なお、自己株式の取得については、株価の観点及び株主還元を含めた総合的な観点から必要に応じて実施していく予定であります。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることは企業価値を高めることに通じるものと考えており、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題と認識して積極的に取り組んでおります。

当該認識のもと、当社の取締役、監査役、従業員は、それぞれが求められる役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図り、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設け対応を行っております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

#### A. 取締役会

当社の取締役会は取締役3名（うち社外取締役1名）により構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役3名（3名全員が社外監査役）が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

#### B. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。各監査役は取締役会に出席し、重要な書類の閲覧などを通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。

また原則として、毎月1回の監査役会を開催し会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

#### C. 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように業務監査を実施し、代表取締役及び監査役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査室に提出させることとしております。また、内部監査室は監査役及び監査法人と連携し、三様監査を実施しております。

#### D. 会計監査人

当社は、アーク有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### A. 内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための体制作りと管理体制の整備を図るため、取締役会で「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議し、この内容に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

また内部統制の有効性及び実際の業務執行状況については、社内に設置した内部監査室により、各部門の業務を対象として必要な監査・調査を定期的実施しております。また内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査役に報告されております。

##### イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社では、取締役及び使用人がコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行っております。
- b. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応しております。
- c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。
- d. 監査役は、独立した立場から法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査しております。
- e. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象としております。

##### ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理しております。
- b. 管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、各規程に基づき情報資産の保護・管理を行っております。

#### 八. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めております。
- b. 不測の事態が発生した場合には、管理部門を管掌する取締役を対応責任者とし、リスクの内容により顧問弁護士等、社外の専門家を含む対策本部を編成し迅速かつ適切に対応し、損失を最小限に抑えることとしております。

#### 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催しております。
- b. 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行しております。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定しております。
- d. 「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。

#### ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。
- b. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し運営しております。
- c. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営しております。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めております。

#### ヘ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができます。
- b. 監査役補助者は、監査役より指示された監査業務の実施に関して取締役の指揮命令系統から独立しております。
- c. 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要としております。

#### ト. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

#### チ. 監査役を補助すべき使用人の職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が通常の監査によって生ずる前払費用を請求した場合は、速やかに処理しております。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとしております。

#### リ. 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

ヌ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a．取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告しております。
- b．取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告しております。

ル．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a．監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行っております。
- b．監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行っております。
- c．監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができます。
- d．監査役は、定期的に内部監査担当と意見交換を行い、連携の強化を図っております。

B．リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、管理部が主管部署となっております。管理部は、各部との連携を図り、情報を収集・共有することによって、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

コンプライアンスについても、管理部門を管掌する取締役が中心となり推進しております。全従業員に対して、コンプライアンスに関する事項を周知・徹底させるよう活動しております。

C．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

D．取締役の定数

当社の取締役の定数は、定款で10名以内とすると定めております。

E．取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任及び解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任及び解任する旨を定款に定めております。

F．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

G．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役会の決議によって、取締役及び監査役の同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

H．中間配当

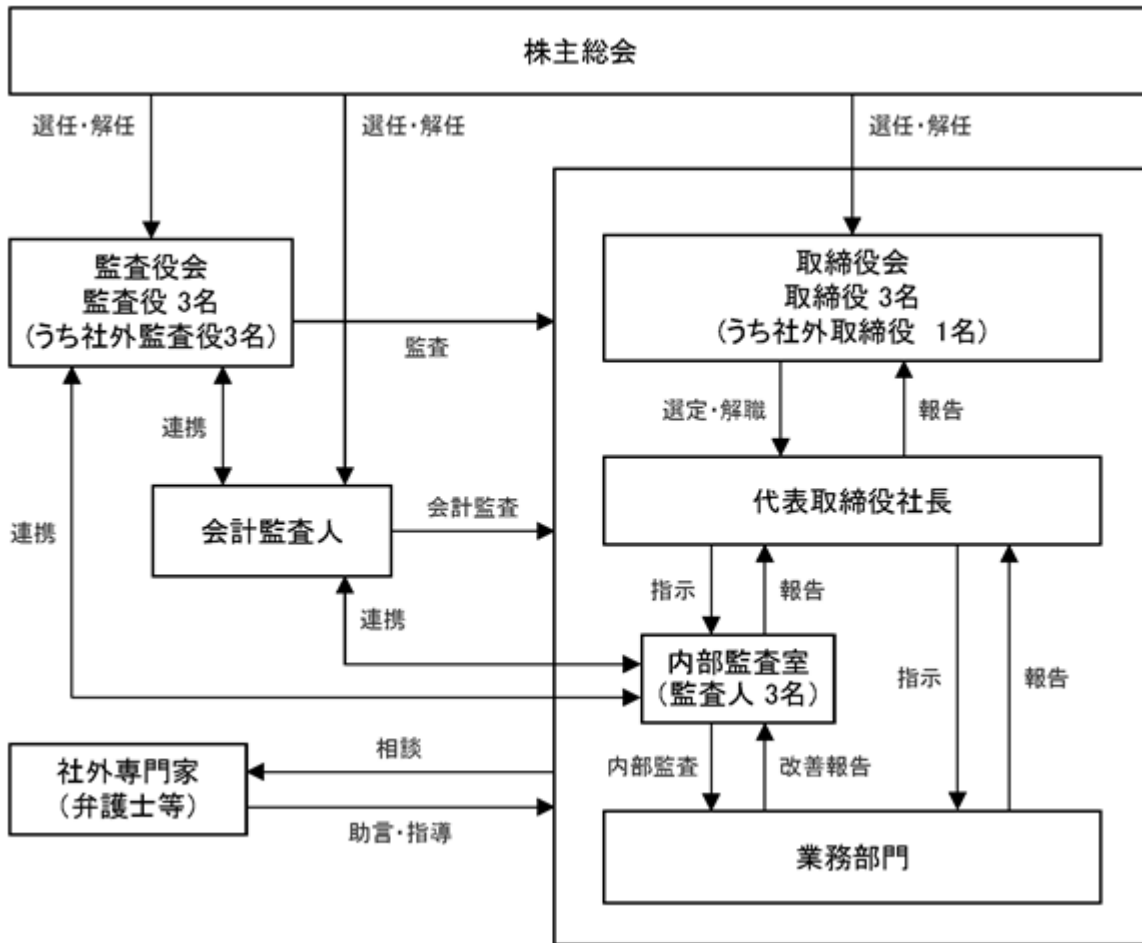
当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

I．自己株式の取得

当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、株価の観点及び株主還元を含めた総合的な観点から必要に応じて機動的な実施を可能にするためであります。

J. 会社の組織体制及びコーポレート・ガバナンスの体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりです。なお、各機関の構成員に関しては、本書提出日現在のものを記載しております。





(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	坂口 直大	1976年7月27日生	2001年3月 ウルシステムズ株式会社 入社 2005年8月 当社設立 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	7,523,200
取締役 開発部長	青柳 進矢	1970年10月16日生	1996年7月 株式会社アクティス入社 1998年5月 株式会社ピー・エイチ・ティ入 社 2007年10月 当社開発部長(現任) 2008年9月 当社取締役(現任)	(注) 3	80,000
取締役	古田 力	1945年9月1日生	1970年4月 株式会社三和銀行入社 1997年2月 三和モーゲージサービス株式会 社 代表取締役 1999年6月 西日本建設業保証株式会社入 社 常務取締役 1999年7月 財団法人建設業振興基金 監事 2005年6月 株式会社フューチャープロ デュース入社 2006年7月 同社 監査役 2010年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	千勝 和夫	1950年1月31日生	1974年2月 東宝不動産株式会社入社 2000年7月 同社管理本部経理部長 2006年1月 同社管理本部経理部長兼内部監 査室長 2007年7月 同社内部監査室長 2009年5月 同社監査役 2015年10月 当社監査役(現任) 2017年9月 株式会社賣友取締役(現任)	(注) 5	-
監査役	竇角 淳	1977年9月1日生	2004年12月 監査法人トーマツ(現有限責任 監査法人トーマツ)入所 2007年10月 株式会社リガヤパートナーズ入 社 2010年10月 株式会社ストリーム 代表取締役副社長 (現任) 2012年4月 監査法人シェルパートナー 代表社員 2014年4月 当社監査役(現任) 2014年10月 株式会社ライフオート 監査役 2018年3月 株式会社ビジョン監査役 (現任)	(注) 4	-
監査役	森 一生	1978年4月26日生	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 小林・藤堂法律特許事務所入所 2012年9月 慶応義塾大学大学院法務研究科 助教 2016年10月 代官山総合法律事務所代表 (現任) 2017年10月 当社監査役(現任) 2017年12月 株式会社アトラエ監査役 2017年12月 Retty株式会社取締役監査等委 員(現任) 2017年12月 株式会社スポーツフィールド監 査役(現任)	(注) 4	-
計					7,603,200

- (注) 1. 取締役古田力は、社外取締役であります。  
2. 監査役千勝和夫、竇角淳並びに森一生は、社外監査役であります。  
3. 取締役の任期は、2020年10月23日開催の定時株主総会の終結から1年間であります。  
4. 監査役竇角淳及び森一生の任期は、2017年10月27日開催の定時株主総会の終結から4年間であります。  
5. 常勤監査役千勝和夫の任期は、2019年10月25日開催の定時株主総会の終結から4年間であります。  
6. 当社は法令に定める監査役の数に欠ける場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
坂下尚弥	1984年7月18日生	2007年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2013年3月 公認会計士登録 2013年6月 小谷野公認会計士事務所入所 2015年10月 税理士登録 2015年10月 坂下尚弥公認会計士事務所所長(現任) 2017年8月 当社監査役	-

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

古田力社外取締役は、金融機関及び事業会社の取締役及び監査役としての豊富な知識・経験を有しており、その卓越した見識を当社の経営全般に寄与していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

千勝和夫社外監査役は、事業会社の監査役としての豊富な経験と専門的見地を有しており、その知見、見識による当社の適切な監査の実施をしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

竇角淳社外監査役は、公認会計士及び企業経営者としての豊富な専門的知識・経験を有しており、その知見、見識を当社の業務執行の指導及び監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

森一生社外監査役は、弁護士として幅広い専門的知識・経験を有しており、その知見、見識を当社の業務執行の指導及び監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会へ出席し、専門的知識・経験等から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行っております。また、会計監査人より監査結果に関する報告を受けております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会へ出席し、専門的知識・経験等の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、助言を行っております。また、会計監査人より監査結果に関する報告を受けております。

監査役と内部監査室と会計監査人は、それぞれの監査計画、監査結果を報告し情報共有を図っております。また、会計監査人による監査報告会及び内部統制評価等を通じて情報交換を行い、監査の有効性と効率性の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役監査は、3名の社外監査役で構成される監査役会で定めた監査方針に従って実施しております。

監査役は、法令及び監査役会が制定した監査役監査基準に基づき、監査役会で立案した監査計画に従い、取締役の職務執行に対して適法性の監査を実施しております。また、毎月開催される取締役会及び監査役会に出席し、取締役の職務執行状況を確認し必要に応じて意見を述べております。

監査役会は会計監査人から決算に関する監査計画についてあらかじめ報告を受け、また、四半期レビュー、期末監査終了後のレビュー及び監査報告会において監査結果の報告を受けております。また、常勤監査役は必要に応じ直接担当部署等から業務状況を確認し、その状況を非常勤社外監査役と連携しております。

なお、監査役会は原則月1回開催しており、当事業年度においては合計13回開催しております。個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

区分	氏名	監査役出席状況
常勤監査役	千勝 和夫	全13回中13回
社外監査役	竇角 淳	全13回中13回
社外監査役	森 一生	全13回中13回

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室が、内部監査規程及び策定された内部監査計画に基づき、関連する法令及び社内規程等の遵守状況の監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び監査役に報告されるとともに、被監査部門に対して不備等の改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

会計監査の状況

A. 監査法人の名称

アーク有限責任監査法人

B. 継続監査期間

3年間

C. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 木村 ゆりか

指定有限責任社員 業務執行社員 森岡 宏之

なお、継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

D. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

その他 5名

(注) その他は、公認会計士試験合格者及びIT専門家等であります。

E. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、監査法人の選定について、様々な観点から評価し、候補の決定を行っております。

アーク有限責任監査法人は、当社の監査公認会計士等に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したため、選任いたしました。

なお、監査役会は、監査公認会計士等の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査公認会計士等の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

また、監査公認会計士等が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が監査公認会計士等を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査公認会計士等を解任した旨と解任理由を報告致します。

F. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、選任された監査公認会計士等の業務、独立性、資格要件及び適正について継続的に評価を行っております。

監査報酬の内容等

A. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
9,600	-	9,600	-

B. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(A.を除く)

該当事項はありません。

C. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

D. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて総合的な観点から決定致します。

E. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、アーク有限責任監査法人より提示された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、監査公認会計士等の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として認識するとともに、中長期的な成長のための内部留保とのバランス等を総合的に勘案して役員報酬を決定しております。

取締役の報酬限度額は、2013年10月25日開催の第8回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、2013年10月25日開催の第8回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年1,500個分の公正な評価額以内と決議いただいております。そして株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により一任された代表取締役坂口直大が、各取締役の職責、能力、貢献度、執行状況及び業績や経済状況等を勘案し決定しております。当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2019年10月25日の取締役会において代表取締役坂口直大に一任する旨を決議しております。

監査役の報酬限度額は、2008年9月29日開催の第3回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。監査役の報酬については、取締役の報酬とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、2019年10月25日の監査役会において監査役の報酬について協議し決定しております。

役員報酬の内容

提出会社の役員区分ごとの報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬額の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	対象となる役員の員数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	45,000	45,000	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	
社外役員	13,200	13,200	4

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年8月1日から2020年7月31日まで）の財務諸表について、アーク有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1【財務諸表等】  
（1）【財務諸表】  
【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,925,918	3,300,262
売掛金	285,265	277,066
前払費用	20,012	20,601
その他	22,514	12,810
貸倒引当金	3,461	3,490
流動資産合計	3,250,248	3,607,250
固定資産		
有形固定資産		
建物	85,479	85,479
工具、器具及び備品	44,365	49,866
減価償却累計額	33,680	44,453
有形固定資産合計	96,164	90,892
無形固定資産		
商標権	1,854	1,604
ソフトウェア	23,398	28,752
無形固定資産合計	25,253	30,356
投資その他の資産		
敷金	190,925	189,365
破産更生債権等	753	434
繰延税金資産	32,066	24,725
貸倒引当金	753	434
投資その他の資産合計	222,991	214,090
固定資産合計	344,408	335,340
資産合計	3,594,657	3,942,590
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	56,476	20,091
未払費用	16,576	2,491
未払法人税等	224,804	135,820
未払消費税等	22,869	38,941
預り金	14,325	16,721
賞与引当金	15,900	16,400
流動負債合計	350,953	230,466
負債合計	350,953	230,466

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	87,357	87,357
資本剰余金		
資本準備金	7,355	7,355
その他資本剰余金	962,792	960,071
資本剰余金合計	970,147	967,426
利益剰余金		
利益準備金	5,880	5,880
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,366,809	2,936,011
利益剰余金合計	2,372,690	2,941,891
自己株式	186,490	284,550
株主資本合計	3,243,704	3,712,124
純資産合計	3,243,704	3,712,124
負債純資産合計	3,594,657	3,942,590



## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
営業収益	1,706,610	1,671,791
営業費用	840,813	804,012
営業利益	865,796	867,778
営業外収益		
受取利息	23	28
雑収入	356	476
営業外収益合計	379	504
営業外費用		
支払手数料	438	561
営業外費用合計	438	561
経常利益	865,738	867,721
特別損失		
固定資産除却損	2,586	-
特別損失合計	2,586	-
税引前当期純利益	863,151	867,721
法人税、住民税及び事業税	310,236	291,178
法人税等調整額	11,862	7,340
法人税等合計	298,373	298,519
当期純利益	564,778	569,201

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	87,357	7,355	963,260	970,615	5,880	1,802,031	1,807,911	100,287	2,765,596	2,765,596
当期変動額										
当期純利益						564,778	564,778		564,778	564,778
自己株式の処分			467	467				1,500	1,032	1,032
自己株式の取得								87,703	87,703	87,703
当期変動額合計	-	-	467	467	-	564,778	564,778	86,202	478,107	478,107
当期末残高	87,357	7,355	962,792	970,147	5,880	2,366,809	2,372,690	186,490	3,243,704	3,243,704

当事業年度（自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	87,357	7,355	962,792	970,147	5,880	2,366,809	2,372,690	186,490	3,243,704	3,243,704
当期変動額										
当期純利益						569,201	569,201		569,201	569,201
自己株式の処分			2,721	2,721				14,323	11,601	11,601
自己株式の取得								112,383	112,383	112,383
当期変動額合計	-	-	2,721	2,721	-	569,201	569,201	98,059	468,420	468,420
当期末残高	87,357	7,355	960,071	967,426	5,880	2,936,011	2,941,891	284,550	3,712,124	3,712,124

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	863,151	867,721
減価償却費	16,700	19,270
株式報酬費用	1,032	11,601
固定資産除却損	2,586	
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,744	290
賞与引当金の増減額(は減少)	1,000	500
売上債権の増減額(は増加)	17,087	8,198
たな卸資産の増減額(は増加)	56	-
未払金の増減額(は減少)	6,706	50,351
未払費用の増減額(は減少)	245	119
前受金の増減額(は減少)	3,794	-
長期未払金の増減額(は減少)	23,382	-
その他	25,645	29,433
小計	885,386	885,964
利息の受取額	23	28
法人税等の支払額	116,305	380,163
営業活動によるキャッシュ・フロー	769,104	505,829
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	2,508	5,500
無形固定資産の取得による支出	21,156	13,601
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,665	19,102
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	87,703	112,383
財務活動によるキャッシュ・フロー	87,703	112,383
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	657,736	374,344
現金及び現金同等物の期首残高	2,268,182	2,925,918
現金及び現金同等物の期末残高	2,925,918	3,300,262

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 18年

工具、器具及び備品 3～15年

(注) 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第29号 平成30年3月30日企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、軽微であると考えております。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、軽微であると考えております。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

( 1 ) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

( 2 ) 適用予定日

2021年7月期の年度末から適用予定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

( 1 ) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

( 2 ) 適用予定日

2021年7月期の年度末から適用予定であります。

( 損益計算書関係 )

営業費用の主なもののうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
給与手当	200,840	211,438
賞与引当金繰入額	15,900	16,400
地代家賃	154,668	175,280
貸倒引当金繰入額	3,712	3,395
広告宣伝費	128,997	90,414
減価償却費	16,700	19,270

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,844,400	-	-	11,844,400
合計	11,844,400	-	-	11,844,400
自己株式				
普通株式	73,474	149,694	1,100	222,068
合計	73,474	149,694	1,100	222,068

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加149,600株、  
単元未満株式の買取による増加94株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、取締役会決議による株式報酬としての自己株式の処分による減少1,100株  
あります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,844,400	-	-	11,844,400
合計	11,844,400	-	-	11,844,400
自己株式				
普通株式	222,068	181,700	17,632	386,136
合計	222,068	181,700	17,632	386,136

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加181,700株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、取締役会決議による株式報酬としての自己株式の処分による減少17,632株  
あります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
現金及び預金勘定	2,925,918千円	3,300,262千円
現金及び現金同等物	2,925,918	3,300,262

(リース取引関係)

該当事項はありません。



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。余資につきましては普通預金で保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。回収遅延債権については、定期的に各担当者に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、敷金は本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に差入先の財務状況等を把握しております。

未払法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2019年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,925,918	2,925,918	-
(2) 売掛金	285,265		
貸倒引当金(*1)	3,461		
	281,803	281,803	-
(3) 敷金	190,925	190,565	359
資産計	3,398,646	3,398,287	359
(1) 未払法人税等	224,804	224,804	-
負債計	224,804	224,804	-

(\*1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2020年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,300,262	3,300,262	-
(2) 売掛金	277,066		
貸倒引当金(*1)	3,490		
	273,575	273,575	-
(3) 敷金	189,365	188,823	541
資産計	3,763,203	3,762,662	541
(1) 未払法人税等	135,820	135,820	-
負債計	135,820	135,820	-

(\*1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負 債

(1) 未払法人税等

未払法人税等はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,925,666	-	-	-
売掛金	285,265	-	-	-
敷金	-	-	-	190,925
合計	3,210,931	-	-	190,925

当事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	3,299,893	-	-	-
売掛金	277,066	-	-	-
敷金	-	-	-	189,365
合計	3,576,959	-	-	189,365

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)  
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	40千円	- 千円
賞与引当金	5,500	5,673
未払費用	835	861
未払事業税	19,391	12,541
未払金	115	-
敷金	764	1,304
減価償却費	5,418	4,345
繰延税金資産小計	32,066	24,725
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	32,066	24,725

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産投資ポータルサイト事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり純資産額	279.09円	323.97円
1株当たり当期純利益金額	48.03円	49.52円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
当期純利益金額(千円)	564,778	569,201
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	564,778	569,201
期中平均株式数(株)	11,757,732	11,493,243

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2020年8月21日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される。同法第156条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由  
株価の観点及び株主還元のため

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 200,000株(上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.75%)
- (3) 株式の取得価額の総額 100,000千円(上限)
- (4) 取得方法 市場買付
- (5) 取得期間 2020年8月24日から2020年11月30日まで

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	85,479	-	-	85,479	11,568	4,786	73,911
工具、器具及び備品	44,365	5,500	-	49,866	32,885	5,985	16,981
有形固定資産計	129,845	5,500	-	135,346	44,453	10,772	90,892
無形固定資産							
商標権	2,500	-	-	2,500	895	250	1,604
ソフトウェア	38,029	13,601	2,826	48,805	20,052	8,247	28,752
無形固定資産計	40,529	13,601	2,826	51,305	20,948	8,497	30,356

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	3,461	3,403	2,940	(注)434	3,490
貸倒引当金(固定)	753	434	753	-	434
賞与引当金	15,900	16,400	15,900	-	16,400

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、貸倒引当金(固定)への振替であります。

【資産除去債務明細表】

当社は、主な賃借建物であります東京本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、敷金が計上されているため、資産除去債務適用指針第9項の規定する方法（資産除去債務の計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法）で処理しております。

従って、資産除去債務明細表に記載すべき金額がないため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	368
預金	
普通預金	3,298,178
当座預金	1,237
別段預金	477
小計	3,299,892
合計	3,300,262

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)NSアセットマネジメント	9,361
(株)インベストオンライン	6,204
(同)いい空間	3,102
(株)ピカいち	2,640
その他	255,759
合計	277,066

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 366
285,265	1,838,970	1,847,169	277,066	86.9	56.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

二．敷金

区分	金額（千円）
三井不動産株式会社	188,230
前田不動産株式会社	1,135
合計	189,365

流動負債

イ．未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税	85,715
住民税	13,850
事業税	36,254
合計	135,820

（３）【その他】

当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益（千円）	433,747	854,795	1,270,538	1,671,791
税引前四半期（当期）純利益金額（千円）	214,467	451,319	649,986	867,721
四半期（当期）純利益金額（千円）	140,007	295,633	425,345	569,201
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	12.10	25.66	36.97	49.52

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額（円）	12.10	13.57	11.32	12.55



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	7月31日 1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 <a href="https://www.firstlogic.co.jp/">https://www.firstlogic.co.jp/</a> 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第14期(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日) 2019年10月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年10月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第15期第1四半期)(自 2019年8月1日 至 2019年10月31日) 2019年12月12日関東財務局長に提出。

(第15期第2四半期)(自 2019年11月1日 至 2020年1月31日) 2020年3月13日関東財務局長に提出。

(第15期第3四半期)(自 2020年2月1日 至 2020年4月30日) 2020年6月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2019年10月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2019年7月1日 至2019年7月31日) 2019年8月7日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年8月1日 至2019年8月31日) 2019年9月12日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年9月1日 至2019年9月30日) 2019年10月4日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年10月1日 至2019年10月31日) 2019年11月5日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年11月1日 至2019年11月30日) 2019年12月5日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年12月1日 至2019年12月31日) 2020年1月7日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年1月1日 至2020年1月31日) 2020年2月5日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年8月1日 至2020年8月31日) 2020年9月15日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年9月1日 至2020年9月30日) 2020年10月14日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書

報告期間(自 2019年10月1日 至2019年10月31日) 2019年12月5日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年10月23日

株式会社ファーストロジック  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 木村 ゆりか  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森岡 宏之  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストロジックの2019年8月1日から2020年7月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストロジックの2020年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を

表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会 に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファーストロジックの2020年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ファーストロジックが2020年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

##### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。